

日高市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

日高市規則第 号

日高市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

日高市学校給食費の徴収に関する規則（令和 7 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（学校給食費の額）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 児童 月額<u>5,200円</u></p> <p>(2) 生徒 月額<u>6,000円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">（学校給食費の額）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 児童 月額<u>4,300円</u></p> <p>(2) 生徒 月額<u>5,200円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p style="text-align: center;">（学校給食費の調整）</p> <p>第 5 条 <u>同一月において、5 回（日高市学校給食センター条例施行規則（平成 5 年教育委員会規則第 2 号）第 6 条の規定に基づく事業計画書における給食回数が最多の月の給食回数から 10 日以上少</u></p>	<p style="text-align: center;">（学校給食費の調整）</p> <p>第 5 条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項各号の規定にかかわらず、その月の学校給食費の額は、1 食当たりの学校給食費の基準額に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額</u></p>

ない月にあつては、4回)以上欠食するとき、又は市長が特に必要と認めるときは、前条第1項各号の規定にかかわらず、その月の学校給食費の額は、1食当たりの学校給食費の基準額に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。ただし、その額が同項各号に規定する額を超えるときは、この限りでない。

(学校給食費の不徴収)

第7条 略

- (1) 略
- (2) 要保護児童生徒に係る就学援助費の支給対象となっている児童及び生徒

とする。ただし、その額が同項各号に規定する額を超えるときは、この限りでない。

- (1) 月の途中から転出等により学校給食の提供を受けなくなったとき又は転入等により学校給食の提供を受けることとなったとき。
- (2) 病気、事故その他の事由により、同一月において連続して5回以上学校給食の提供を受けなかったとき。
- (3) 前条第1項第3号に規定する者(次号において「教職員」という。)が不規則な勤務形態のために同一月において5回以上学校給食の提供を受けなかったとき。
- (4) 2以上の学校を兼務する教職員が同一月において児童用給食及び生徒用給食の両方の提供を受けるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(学校給食費の不徴収)

第7条 略

- (1) 略
- (2) 要保護又は準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給対象となっている児童及び生徒

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。